

第22回国際証券業協会会議（ICSA）^(注) 年次総会の模様について

平成21年5月27日

日本証券業協会

1. 開催期間 平成21年5月10日（日）～12日（火）
2. 開催場所 米国 ウィラード・ホテル ワシントン
3. 参加団体 別添1のとおり

4. 会議の概要（各セッションの概要是別添2参照）

今回の総会における最大の関心は、昨年夏以降の金融危機やG20首脳会議等の国際的対応を踏まえた、今後の証券市場規制の動向であり、各国の動向について活発な意見交換があった。

①規制見直しの全体的方向性

今後の証券市場規制の見直しの全体像について、G20や、FSF、IOSCO、IMF、OECD等の国際機関が進めている検討について、報告があった。全体として、(i)これまで規制の対象になっていなかった金融機関や金融商品についての監督強化、(ii)マクロ経済動向と市場規制の双方を睨んだ対応の必要性、(iii)市場の透明性・公正性の強化、(iv)金融活動のグローバル化・相互依存化の進展に鑑みた国際的対応の必要等について、大きな流れがあることが確認された。

一方、今後の規制のあり方についての具体的な制度改革の進み方については、参加者の見解に若干の開きが見られ、今後、規制の枠組み全体に大きな見直しが行われるとする見方と、最近の金融市場が各国の迅速な対応等により若干安定を取り戻していることなどの兆候が見られることから、今後は規制が不十分であった部分が漸次強化されていくとする見方に分かれた。

いずれにしても、(i)今回の金融危機は非常にスケールが大きく、金融市場だけでなく世界各国経済全体に影響を及ぼしていること、(ii)民間金融機関・企業の救済に多額の公的資金が投入され、金融機関経営等に国民全体の関心が高まっていること、(iii)様々な詐欺的事件等が明るみに出て、金融証券市場監督のあり方に対して厳しい目が向けられていることなどから、今回の金融危機で露呈された金融システムの脆弱性を克服する取り組みが加速化していくと思われる。なお、その際に、一国・一地域のみの規制強化は他国・他地域へビジネスや問題を移転することになるだけであり、G20、FSF(今後FSB)、IOSCO等を通じる国際的な取り組みが不可欠であり、保護主義的な措置を防止することも重要、との認識が強かった。

^(注) 国際証券業協会会議（ICSA : International Council of Securities Associations）

・国際証券市場における取引慣行及び規則の調和を図り、メンバー間の情報交換及び理解を促進し、国際証券市場の健全な発展に寄与することを目的に、1988年、本協会の提唱により設立された。以降、年次総会は、メンバーの持ち回りで開催されており、現在のメンバーは15ヶ国（地域）16団体である。

②見直しにおける主要課題

今後の規制の見直しば、多岐にわたることが想定されるが、今回の総会では、特に以下の3点について関心が示されていた。

- (i) 規制や法制度の脆弱性・抜け穴 (loophole) への対処（店頭デリバティブ取引の監督強化、規制対象となっていたいなかったヘッジファンドへの規制導入、投資顧問業務とブローカー業務の接点への監視強化、公的な救済・破綻処理手続（救済対象企業の選定基準）の整備等）。
- (ii) 金融機関の役員・トレーダーに対する報酬のあり方の検討（今回の会議では、金融安定化フォーラム（F S F）が策定した報酬に関する原則について議論されたほか、欧州で規制導入の動きが強まっていること、米国でも金融機関の経営や金融システムの安定に有害となる場合には監督上の措置をとることが検討されていることなどが報告された。）
- (iii) 金融システム全体を規制するシステム・リスク・レギュレーターの創設（システム・レギュレーターが、システム的な危機に際して資金援助や破綻処理などについて迅速な対応が行える権限が与えられるべきことが指摘されているが、これをF E Dの役割とどう結びつけるか等が議論されている。またこれに関連して、S E CとC F T Cの統合構想や各州で監督している保険業務の監督のあり方などについて言及されていた。）

また、規制の見直しに際して、自己資本規制や規制における格付機関の利用、会計基準などが景気変動をより増幅してしまう可能性 (procyclicality) に注意すべきこと、各市場間で規制の強弱が生じアビトラージを招くことを回避すべきことなどについて、関心が大きく高まっていることが感じられた。さらに、自主規制機関も然るべき役割を果たすべきことが指摘された。

今回の総会では、金融危機の震源地になっている米国及び欧州の話題がクローズアップされたが、アジアからも主要メンバー（日本、韓国、台湾）が参加したほか、中国、インドも引き続きオブザーバーとして参加し、アジア市場の重要性が静かに増加していることが感じられた。なお、アジア諸国も金融危機の影響を大きく受けているが、アジア危機以降の金融監督制度の強化もあり、今回の危機は、金融部門よりもむしろ輸出の落ち込み等により生じている経済危機であるとの見方が多かった。

5. 次回総会

次回年次総会は、トルコ資本市場仲介業協会（TSPAKB）が主催し、トルコ イスタンブールで開催することがアナウンスされた。

（以上）

(別添1)

国際証券業協会会議（I C S A）の参加団体

1. メンバー

国（地域）	団体名
日本	日本証券業協会（J S D A）
米国	証券業金融市場協会（S I F M A）
カナダ	カナダ投資業規制機構（I I R O C）
	カナダ投資業協会（I I A C）
英国	ロンドン投資銀行協会（L I B A）
欧州	国際資本市場協会（I C M A）
フランス	フランス投資会社協会（A M A F I）
ドイツ	ドイツ証券取引所参加者協会（B W F）
イタリア	イタリア金融仲介業者協会（A S S O S I M）（今回欠席）
スウェーデン	スウェーデン証券業協会（S S D A）
デンマーク	デンマーク証券業協会（D S D A）
南アフリカ	南アフリカ債券取引所（B E S A）
韓国	韓国証券業協会（K S D A）
台湾	中国台湾証券商業同業公会（C T S A）
豪州	豪州金融市場協会（A F M A）
トルコ	トルコ資本市場仲介業協会（T S P K A B）

2. オブザーバー

国名	機関名
米国	金融取引業規制機構（F I N R A）
	全米先物協会（N F A）
メキシコ	メキシコ証券業協会（A M I B）
中国	中国証券業協会（S A C）
インド	インド証券取引所参加者協会（A N M I）

第 22 回 ICSA 年次総会各セッションの概要

5月 10 日 (日)

(午後)

シンポジウム

今後の I C S A の活動方針、予算、新規メンバーの勧誘等について協議した。

5月 11 日 (月)

(午前)

グローバルな規制改革：G20 の作業

Tiff Macklem カナダ財務省次官補（G 2 0 にカナダ副代表として参加）が、システム的な危機につながる重要な金融事業体・商品の定義、それらをマクロ的にモニターする仕組みに関する、G 7、G 2 0、Financial Stability Forum における検討状況を説明した。

証券業界向けグローバル・スタンダードの整備

Greg Tanzer IOSCO 事務局長が、IOSCO が取り組んでいる、格付け機関、ヘッジ・ファンド、規制の対象になつていなかった金融商品・市場、空売りに関する国際的なスタンダード策定に向けた作業について説明した。

グローバルな金融構造の改革

Axel Bertuch-Samuels IMF 通貨・資本市場局次長が、金融危機に対する IMF の主な取り組みとして、市場の早期警戒システム、主要金融機関を国際的にモニターする枠組み、流動性供給支援のため IMF が設けた新たな融資制度を紹介した。

金融機関におけるコーポレート・ガバナンスの改善

Marcello Bianchi OECD コーポレート・ガバナンス委員会議長が、不完全なコーポレート・ガバナンス（CG）が今回の金融危機の一要因であったことを指摘するとともに、同委が提唱している CG 強化のためのアクション・プラン（役員報酬のあり方を含む）を紹介した。

(午後)

米国における規制改革

Annette Nazareth DP&W 社パートナー（元米国 SEC コミッショナー）が、今回の金融危機の引き金となった証券化商品の問題点、規制から外れていた市場プレーヤーの存在、金融システム全体を監督する規制機関の必要性を指摘しながら、米国における規制改革の動向を説明した。続いて、Daniel Roth 全米先物協会（NFA）会長が、米国における自主規制機関（S R O）のモデル、市場の信頼性・安定性向上のため S R O が果たすべき役割について説明した。

EUにおける規制改革

Peter Kerstens 歐州委員会経済金融担当参事官及び国際資本市場協会（ICMA）の参加者が、欧州

における幅広い規制改革とシステム・リスク監視機構の創設等監督体制の見直しを提唱したドラロジエール・レポート及び英国 FSA によるターナー・レビューを紹介し、欧州における規制改革の動向を説明した。

取引従事者資格の国際基準策定 ICSA Market Professionals WG の報告

Paul Bourque 同 WG 議長（カナダ投資業規制機構（IIROC））が、各市場における取引従事者の資格認定・試験制度、資格更新研修制度に関するサーベイの結果について報告するとともに、国際的な資格認定基準の策定に向けた同 WG の活動方針を説明した。

トルコにおける市場及び規制の状況

次回年次総会を主催するトルコ資本市場仲介業協会が、最近の自国市場の動向を紹介した。

5月 12日 (火)

(午前)

システム・リスクへの対処

ICSA の Standing Committee on Financial Stability and Risk Management の議長となった、Pierre de Lauzen フランス金融市場協会（AMAFI）会長が、システム・リスクに対処するための中央銀行も含めた枠組み創設の必要性を指摘した。

規制対象外の商品・市場への対処

ICSA の Standing Committee on Regulatory Affairs の議長である、Duncan Fairweather 豪州金融市場協会（AFMA）代表理事が、標記問題に関する IOSCO の市中協議レポートに対して ICSA が提出したコメント・レターの内容を紹介した。

報酬その他インセンティブのあり方

ロンドン投資銀行協会（LIBA）の参加者が、金融機関における役員報酬の問題につき、Financial Stability Forum が提言した原則、業界の考え方、欧州における規制の動向を紹介した。

今後の金融市場及び金融市場規制

参加メンバーが各国（地域）の経済・市場動向、規制上の課題を紹介した。

(午後)

メンバー会合

ICSA の Standing Committee on Investor Protection and Market Intermediaries の議長となった、Susan Wolburgh Jenah カナダ投資業規制機構（IIROC）会長が同 SC の検討課題を説明したほか、今回の総会を踏まえ、IOSCO 等国際機関、特に Financial Stability Board との対話を更に強化していくことが合意された。また、Marilyn Skiles 事務局長から、今年の中間会合は、IOSCO 専門委のカンファレンスに合わせ、10月にバーゼルで開催したいとの提案があった。

(以 上)

資料 4

会長一任事項の報告 (21.3.18~21.5.26)

平成 21 年 5 月 27 日
日本証券業協会

1. 金融商品取引業者の加入【3社】

《平 21.3.24 承認》

- ・東海東京証券分割準備株式会社 (加入日: 平 21.4.1)

《平 21.4.3 承認》

- ・イタウ・アジア・セキュリティーズ・リミテッド (加入日: 平 21.4.6)

《平 21.5.15 承認》

- ・株式会社トラディション・セキュリティーズ・ジャパン (加入日: 平 21.5.18)

2. 金融商品取引業者の脱退【8社】

《平 21.3.24 承認》

- ・ヴァリュー証券株式会社 (脱退日: 平 21.3.24)
- ・塙本証券株式会社 (脱退日: 平 21.3.31)
- ・東海東京証券株式会社 (脱退日: 平 21.4.1)
- ・バンクオブアメリカ・セキュリティーズ・ジャパン・インク(証券) (バンクオブアメリカ証券会社)
(脱退日: 平 21.4.6)

《平 21.4.24 承認》

- ・エクセランド証券株式会社 (脱退日: 平 21.4.30)
- ・株式会社 H & L (脱退日: 平 21.4.30)
- ・FROMEST証券株式会社 (脱退日: 平 21.5.15)

《平 21.5.15 承認》

- ・荒町証券株式会社 (脱退予定日: 平 21.6.1)

3. 登録金融機関の加入【1機関】

《平 21.3.24 承認》

- ・奈良信用金庫 (加入日: 平 21.4.1)

4. 委員会委員の選任

《平 21.4.2 承認》

- ・金融商品取引法のもとでの本協会の自主規制等のあり方に関する特別委員会
森崎孝氏 (株式会社 三菱東京UFJ銀行 常務執行役員)
(就任日: 平 21.4.21)

・総務委員会

- 結城泰平氏 (三菱UFJ信託銀行株式会社 常務取締役)
(就任日: 平 21.4.2)

- 森崎孝氏 (株式会社 三菱東京UFJ銀行 常務執行役員)
(就任日: 平 21.4.21)

以上

新役員等候補者の推薦について

1. 会員選挙により選出される会員理事・会員監事・会員委員（選挙期日：6月12日）

会員理事・証券戦略會議議長 (副会長)	古賀信行	(野村証券)	取締役兼執行役会長 (代表執行役)
会員理事・総務委員会委員長 (副会長)	鈴木茂晴	(大和証券)	代表取締役社長
会員理事	山口茂	(山和証券)	代表取締役社長
会員監事	岡田亨	(ひろぎんウツミ屋証券)	代表取締役副社長
"	中原典夫	(中原証券)	代表取締役社長
自主規制會議 会員委員	石井登	(立花証券)	代表取締役社長
"	田中浩	(野村証券)	代表執行役 常務
"	西村永良	(西村証券)	代表取締役社長
"	森口隆宏	(JPモルガン証券)	代表取締役会長
証券戦略會議 会員委員	大森進	(UBS証券)	社長/日本における代表者
"	岡地敏則	(岡地証券)	代表取締役社長
"	岡宮照行	(長野証券)	代表取締役社長
"	加藤哲夫	(岡三証券)	代表取締役会長
"	木村一義	(日興コーディアル証券)	代表取締役会長
"	郭宝樹	(クレディ・スイス証券)	代表取締役社長
"	草間高志	(みずほ証券)	代表取締役会長
"	後藤毅	(莊内証券)	代表取締役社長
"	小林一彦	(水戸証券)	代表取締役社長
"	松井道夫	(松井証券)	代表取締役社長
"	吉留真	(大和証券エスエムビーシー)	代表取締役社長

2. 特別会員選挙により選出される特別会員理事・特別会員委員（選挙期日：6月12日）

特別会員理事 永 易 克 典（三菱東京UFJ銀行頭取）
自主規制会議 特別会員委員 青 柳 雅 之（福岡銀行取締役常務執行役員）
〃 鈴 木 人 司（三菱東京UFJ銀行常務取締役）

3. 総会決議により選出される公益委員（総会開催日：6月15日）

自主規制会議 公益委員 川 上 徹 也（パナソニック経理大学学長）

4. 総会決議により選出される会長・常任理事・常任監事（総会開催日：6月15日）

常任理事・会長 安 東 俊 夫（現本協会会長）
常任理事 増 井 喜一郎（現本協会副会長）
常任理事 大久保 良 夫（現本協会専務理事）

5. 候補者を推薦し、理事会で選任される会員委員・特別会員委員（理事会開催日：7月1日）

総務委員会 会員委員 石 川 尚 志（大成証券代表取締役社長）
〃 石 田 建 昭（東海東京証券代表取締役会長）
〃 金 成 憲 道（ドイツ証券取締役会長）
〃 木 村 美太郎（上光証券代表取締役会長）
〃 佐 藤 邦 雄（そしあす証券代表取締役会長）
〃 竹 内 和 男（三菱UFJ証券専務取締役（代表取締役））
〃 知 念 等（日興コーディアル証券取締役）
〃 永 井 智 亮（野村証券執行役）
〃 中 山 恒 博（メリルリンチ日本証券代表取締役会長兼社長）
総務委員会 特別会員委員 森 崎 孝（三菱東京UFJ銀行常務執行役員）
〃 （調整中）

（注1）役職は平成21年5月27日現在

（敬称略）

（注2）現任の公益理事（神田秀樹氏、日野正晴氏、福井俊彦氏）、自主規制会議公益委員（江川雅子氏、川村雄介氏、築館勝利氏）及び常任監事（吉岡一憲氏）の任期は平成22年6月まで

新型インフルエンザ発生に伴う対応

平成 21 年 5 月 27 日
日本証券業協会
証券保安対策支援センター
BCP 対策室

1 BCP 対策本部の設置

- ・ 5 月 16 日、新型インフルエンザの国内感染が確認され、厚生労働省において我が国の国内感染を示す「第二段階（国内発生早期）」が宣言されたことを踏まえ、同日付けをもって、本協会事務局体制として「BCP 対策本部」を設置
- ・ 首相官邸や厚生労働省等の発信する情報や協会員の状況等の情報収集

2 証券教育広報センターにおける対応

- ・ 「患者や濃厚接触者が活動した地域等」での感染機会を減らすため、下記の措置を実施
 - ・ 証券教育広報センター証券情報室（大阪）の休室（注）
5月19日から5月26日までの間
 - ・ 大阪府内での一般向け「IRセミナー」の開催見合せ（注）
5月22日、5月29日、6月4日開催予定分まで
 - ・ 上記の対応については、今後の新型インフルエンザの感染拡大状況によっては東京・名古屋エリアにおいても同様の措置を講ずることがある旨を、証券教育広報センターホームページにおいて周知
 - ・ 教員向け「夏期セミナー」については、開催案内において、新型インフルエンザの感染拡大状況によっては開催を中止することもある旨を周知

(注) 5月22日、政府において「基本的対処方針」の一部が改定され、また、兵庫県及び大阪府からのイベントの自粛（要請）についても解除方針が示されたことから、証券情報室は5月27日から業務を再開し、セミナー等は上記見合せ分以降予定どおり実施することとしている。

(参考) NPO法人工イプロシス（投資と学習を普及・推進する会）における対応
・ 大阪・兵庫で5月中に開催予定の主催講座、講師派遣の中止

3 外務員資格試験関係

- ・ 資格試験及び資格更新研修は通常どおり実施
- ・ 新型インフルエンザの感染を防ぐため、かかる感染が現在確認されている地域においては、受験者・受講者にマスクを着用するよう注意喚起
- ・ 資格試験及び資格更新研修はコンピュータを使用しており、各試験毎に端末機器の消毒を実施し、感染を予防
- ・ 厚生労働省からの「患者や濃厚接触者が活動した地域等」への指定及び各都道府県からの活動、集会、外出自粛要請などの情報、感染地域の拡大状況、感染者延べ数などを総合的に勘案し、今後、必要に応じて特定地域の資格試験及び資格更新研修の実施を一定期間中止することも想定

以上